

令和6年 第9回定例教育委員会

令和6年9月19日(木)
午後2時から
教育支援センター 2階 大会議室

- 1 開会の宣言 教育長
- 2 あいさつ
- 3 概要報告
- 4 事務局報告
 - (1)教育総務関係 P 1
 - 令和6年9月宮代町議会定例会関係
 - ア 令和6年度一般会計補正予算（第3号）について
 - イ 一般質問の概要について
 - ウ 議案について
 - (2)学校教育関係 P 5
 - ア 10月の行事予定について
 - イ 10月の事業予定について
 - ウ 令和6年度要保護並びに準要保護児童生徒の就学援助費支給認定者数について
 - (3)生涯学習関係 P 9
 - ア 10月の事業予定について
- 5 審議案件
 - 議案第17号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則について P11
- 6 協議事項
 - (1) 令和7年度当初教職員人事異動の方針について P14
- 7 その他
- 8 次回教育委員会について
- 9 閉会宣言 教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

令和6年9月宮代町議会定例会関係（教育関係予算）

ア 令和6年度一般会計補正予算(第3号)について

■歳出

事業名		補正予算額	内容
1	小学校施設管理事業	10,032 千円	公共施設等の緊急点検に伴う修繕工事の実施 ・ 東小学校校舎外壁等修繕工事設計業務委託
2	中学校施設管理事業	7,524 千円	公共施設等の緊急点検に伴う修繕工事の実施 ・ 百間中学校校舎外壁等修繕工事設計業務委託
3	学校給食運営管理事業	1,093 千円	小中学校給食用食器等の追加購入

イ 一般質問の概要について

通告2号 土渕 保美 議員

3. スポーツフェスティバルについて

今回で3回目を迎えるスポーツフェスティバルですが、今年は昨年の反省点に対し、どのような対策を講じて行うのかについてお伺いします。

- ①昨年の反省点として大幅な参加者の減少があったが、その対策は。
- ②各自治会や団体が参加できる種目について、その後の対応は。
- ③スポーツフェスティバルの開会式で優秀な成績をたたえる表彰式について、その後の町の考えは。

通告8号 福澤 和美 議員

3. 須賀小学校のICT設備について

令和9年度開校に向けて須賀小学校地域拠点施設整備が進んでいます。地域の方、議員、教職員のワークショップやヒアリングなどを経て、現在は基本設計、実施設計を進めていると伺っています。そこで以下の点についてお伺いします。

- ①現在のICTを含めた進捗状況は。
- ②STEAM教育を取り入れていく予定は。
- ③漢字ドリルなどは手書きもバランス良く取り入れていくことは大切だと思うが、考えは。
- ④ICT教育の専門家への協力依頼の予定は、いつ頃どのように決定するのか。

通告10号 合川 泰治 議員

2. 中学校の学校開放(土日)を

中学校は一部開放されているが、土日については開放されていない。そこで以下の点について伺う。

- ①土日の部活動の使用実績は。(グラウンド、体育館)
- ②土日を開放するにあたっての課題は。
- ③土日を開放することへの見解は。

3. 須賀小学校の建設を町内商工業者で

須賀小学校の建設にあたり、町内商工業者で可能な範囲で受注できることが望ましいと考える。そこで以下の点について伺う。

- ①建設についてはどのように考えているか。
- ②町内業者が受注可能な仕組みづくりは可能か。

通告11号 丸山 妙子 議員

1. 100年先を見据えた須賀小学校地域拠点施設の整備は

伝統ある須賀小学校の整備がいよいよ始まり、地域の拠点として、新たな施設へと生まれ変わります。

今、学校建築については、地球環境への配慮が課題であるが、木材の活用は、SDGs（持続可能な開発目標）や低炭素化にもつながり、循環型社会の基盤となります。

100年以上続いた須賀小学校の整備を、今後100年続くことを見据えた小学校にするために、次の点について伺います。

- ①現在の進捗状況は。
- ②インクルーシブの視点に立った教育が今後急速に当たり前になると考える。学校施設や遊具等、様々な視点で対応したものになるのか。
- ③町はゼロカーボンシティ宣言をしている。環境教育に重要なゼロ炭素への対応はどのようにするのか。
- ④木材を使った校舎が増えており、2022年度に新築された全国の公立学校のうち、約7割で木材が使われた。近年、公共施設内のくつろぐ場所に椅子やテーブルなど森林環境税を有効に活用する自治体が増えているが、この森林環境税を活用する考えはあるのか。

通告13号 佐藤 将行 議員

3 日工大サイエンスプロジェクトに関して

令和5年より始まった日工大サイエンスプロジェクトは、第5次宮代町総合計画に掲げられており、事業内容に異論はありません。

しかし、3月の予算特別委員会で日工大への移動方法につき質疑しましたが、当時の担当者が回答したことは実は嘘であったことを、当の担当職員が後日認めたことは、担当課自身も認めることです。

そして、この問題も先程の質問と同様、意思決定過程に関する文書等の資料を作成していないことから、検証ができません。

担当課に確認したところによると、須賀・百間両中学校共に自転車でわずか8～9分しかかからないにも関わらず、あえてバスを利用することにしたとのこと。また、学園台・本田・東条原地区では、一旦登校をするよりも直接日工大へ行った方が近いという生徒が多数いるにも関わらず、これらの生徒も一旦登校後にバスで日工大へ向かうという、時間も税金も無駄とを感じるような方法で行うことになったとのこと。

最初に行った令和5年のときには徒歩による移動だったにも関わらず問題は無く、また予算も0円だったこの事業が、今年度は約60万円のバス借り上げ料を計上していることは疑問に思います。

担当課からの説明を伺っても、どうしてもバス移動でなければならないという必然性、さらにできる限り税金を使わないように工夫しようという積極性が全く伝わってきません。担当課の説明を町民の方へ伝えたところ、税金の無駄遣いと意見でした。

以上のことから、町民が容易に理解できるよう、簡潔にお答え下さい。

ウ 議案について

議案第58号	財産の取得について（追認）
議案第59号	財産の取得について（追認）
議案第60号	財産の取得について（追認）
議案第61号	財産の取得について（追認）

1 概要

平成27年度、令和元年度、令和2年度及び令和5年度に購入した小中学校の教師用指導書について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第4号）第3条（以下「条例」と記載します。）に規定する予定価格700万円以上の財産の取得に該当していたにもかかわらず、議会の議決を経ずに購入していたことが判明しました。

そのため、当該手続を有効なものとするべく、令和6年9月定例会において、当該契約について追認を求める議案を、令和6年8月29日に追加議案として提出し、令和6年9月6日に承認の議決を受けたものです。

【議案の内容】

議案	契約年月日	契約金額	内容
第58号	平成27年4月1日	7,814,936円	小学校用
第59号	令和元年12月2日	8,210,863円	小学校用
第60号	令和3年1月18日	7,212,992円	中学校用
第61号	令和5年11月27日	8,966,340円	小学校用

2 議案提出に至る経過

他の自治体による同様案件の新聞報道等を受け確認したところ、同様の案件が存在することが判明したものです。

教師用指導書の購入は、小中学校それぞれ4年に1回行われる教科書採択と合わせて行っております。

教師用指導書は、4年に一度更新（廃棄）されるものであることから、当町では、消耗品として取り扱っており、議会の議決が必要となる財産であるとの認識がありませんでした。

しかしながら、このたび、他の自治体における同様案件への対応を鑑み、これまでの運用を検証したところ、条例の対象となる財産に該当するものとして事務処理を行うべきものであったと整理したものです。

(2) 学校教育関係

ア 10月の行事予定について(各小中学校)

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
 小学校4校：小 中学校3校：中

日付	小学校	中学校
1日(火)	就学時健康診断(百) 田んぼの学校稲刈り(笠)	
2日(水)	田んぼの学校稲刈り(百) 就学時健康診断(東)	進路学習会(百)
3日(木)		臨時歯科検診(2・3年)(百)
4日(金)		中間テスト(須) 体育祭(前) 第2回学校運営協議会(前) ふれあいデー(前)
5日(土)	秋季大運動会(須) 運動会(百・東・笠) 第2回学校運営協議会(東)	
6日(日)	秋季大運動会予備日(須) 運動会予備日(百・東・笠)	
7日(月)	振替休業日(須・百・東・笠)	南埼駅伝大会(中)
8日(火)		体育祭予備日(前) 生徒会役員改選(百)
9日(水)	「島村盛助」氏を顕彰する宮代町 小・中学校児童生徒英語活動発表 会(須) 田んぼの学校稲刈り(須) 招待遠足(1年)(東) 就学時健康診断(笠)	「島村盛助」氏を顕彰する宮代町 小・中学校児童生徒英語活動発表 会(須)
10日(木)	就学時健康診断(須) 田んぼの学校稲刈り(東)	
11日(金)	修学旅行説明会(須) ノー残業デー(百・笠) (毎週金曜日実施を目標に) 読書月間(東)	新人戦県大会(陸上)(~12日)(中)
12日(土)	家族読書の日(東)	
13日(日)		
14日(月)	スポーツの日	スポーツの日
15日(火)	就学時健康診断(眼科)(須) 校長交換講話(前原中校長による 講話)(百)	校長交換講話(百間小校長による講 話)(前)
16日(水)	修学旅行(~17日)(百)	中間テスト(前)
17日(木)	小中合同火災対応訓練(須)	小中合同火災対応訓練(須)

	修学旅行（～18日）（東・笠）	進路を考える会（前）
18日（金）	ふれあいデー（須・百）	進路説明会（3年）（須） 中間テスト（百）
19日（土）		
20日（日）		
21日（月）	須賀中の合唱を聴く会（須） ふれあいデー（笠） なかよし遠足（東）	須賀中の合唱を披露する会（須） ふれあいデー（須・百）
22日（火）	就学時健康診断（眼科）（百）	
23日（水）		
24日（木）	歯みがき教室（東）	
25日（金）	第2回学校運営協議会（百）	文化祭・合唱コンクール（須） 合唱祭（百）
26日（土）	土曜公開（音楽会・道徳授業）（百） 土曜授業（音楽会）（東） 第3回学校運営協議会（東）	
27日（日）		
28日（月）	社会科見学（5年）（須） 振替休業日（百） 芸術鑑賞会（東）	歯磨き指導（1-1）（百）
29日（火）	校内絵画展（笠） ハーモニー祭（～30日）（笠）	歯磨き指導（1-2）（百） 音楽祭（前） 第3回学校運営協議会（前）
30日（水）	避難訓練（東）	
31日（木）	田んぼの学校（秋）（百）	

イ 10月の事業予定について（教育委員会）

日付	内 容	場 所
9日（水）	社会科副読本編集委員会	役場204会議室
10日（木）	第2回就学支援専門委員会	役場204会議室
15日（火）	第2回教育長訪問	各学校
17日（木）	第2回教育長訪問	各学校
22日（火）	第2回スクールガードリーダー会議	役場204会議室
23日（水）	ICT活用法研修会	オンライン
24日（木）	第3回就学支援専門委員会	笠原小
29日（水）	社会科副読本編集委員会	役場204会議室
30日（木）	第4回就学支援専門委員会	役場101・102会議室

ウ 令和6年度要保護並びに準要保護児童生徒の就学援助費支給認定者数について

要保護児童生徒 就学援助費支給認定者数（令和6年9月1日現在）

小学校	合計
須賀小学校	0
百間小学校	0
東小学校	1
笠原小学校	0
合計	1

中学校	合計
須賀中学校	1
百間中学校	0
前原中学校	1
合計	2

準要保護児童生徒 就学援助費支給認定者数（令和6年9月1日現在）

小学校	合計
須賀小学校	19
百間小学校	37
東小学校	20
笠原小学校	40
合計	116

中学校	合計
須賀中学校	14
百間中学校	32
前原中学校	18
合計	64

特別支援教育就学奨励費支給認定者数（令和6年9月1日現在）

小学校	合計
須賀小学校	8
百間小学校	8
東小学校	9
笠原小学校	15
合計	40

中学校	合計
須賀中学校	3
百間中学校	5
前原中学校	0
合計	8

(3) 生涯学習関係

ア 10月の事業予定（教育委員会主催事業）について

日 時	内 容	場 所
1日（火） 2日（水） 9日（水） 10日（木）	<p>親の学習会（家庭教育学級）</p> <p>■家庭の教育力の向上を目指して、就学时健康診断の時間を活用して、小学校入学前の子供の子育てに必要な心構えや注意点など、親の学習講座を開催する。</p> <p>【期日】 1日（百間小）、2日（東小）、9日（笠原小） 10日（須賀小）、</p> <p>【講師】 笠原小・須賀小 埼玉県家庭教育アドバイザー 山根珠江 氏 百間小・東小 埼玉県家庭教育アドバイザー 佐藤洋子 氏</p>	全小学校
5日（土） 14:00～15:30	<p>ひとりがたり「村の寶」</p> <p>■郷土の偉人・島村盛助の生誕140年を記念し、同氏の作品である「村の寶」を「ひとりがたり」で上演します。その後、特別展を担当した学芸員を交えての「盛助トーク」を行います。</p> <p>●語り手：北原 久仁香 氏 ●定員：20人（申込多数の場合は抽選）</p>	郷土資料館 旧加藤家住宅
13日（日） 9:30-15:30	<p>町民スポーツフェスティバル</p> <p>■町民体育祭に代わる新たなスポーツの形として、年齢や障がいの有無に関わらず誰でも参加できるスポーツの振興を目的に実施します。</p> <p><協力団体> 18団体 <競技種目> 23種目 <その他> スタンプラリー、飲食店の出店など</p>	総合運動公園 (ぐるる宮代)
15日（火） 10:00～11:30	<p>みやしろ大学 第2回（全5回）</p> <p>■シニア世代の方々に、学びや体験の機会を通して、生きがいや仲間づくり、地域での活躍のきっかけとさせていただくことを目的として開催する。</p> <p>●講義 「相続おしかけ講座」 ●講師 埼玉県行政書士会 大島賀行氏</p>	進修館大ホール

<p>26日(土) ～12月22日(日) 9:30～16:30</p>	<p>特別展「みやしろの仏たち」</p> <p>■宮代町域に伝わる様々な仏像について、そこに込められた人々の祈りや願いと共に紹介します。町指定文化財の五社神社箱付き和鏡や円空仏など、普段はなかなか目にすることのできないものを中心に、いろいろな仏の形をご覧ください。</p> <p>■期間中の休館日 10月28日、11月5・11・18・25日、12月2・9・16日</p>	<p>郷土資料館 ロビー及び特別展示室</p>
<p>27日(日) 13:30～15:00</p>	<p>子ども大学みやしろ 第4回(全6回)</p> <p>■日本工業大学と町、企業・団体が連携して、子供の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供する。</p> <p>●内容： ▼講義「お札の製造工程と偽造防止技術について」 ▼講師：独立行政法人国立印刷局職員</p>	<p>すてっぷ宮代</p>

議案第17号

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則について

別紙のとおり独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則を定めることについて議決を求める。

令和6年9月19日

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項の規定により、宮代町教育委員会が宮代町立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者から徴収する法第16条第1項の災害共済給付契約に係る共済掛金に関し、必要な事項を定めるものである。

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

宮代町教育委員会 教育長

宮代町教育委員会規則第 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定により、宮代町教育委員会（以下「委員会」という。）が宮代町立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者（法第15条第1項第7号に規定する保護者をいう。以下同じ。）から徴収する法第16条第1項の災害共済給付契約に係る共済掛金（以下「共済掛金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(共済掛金の額等)

第2条 保護者から徴収する児童生徒1人当たりの共済掛金の年額は、日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第7条第1号に規定する額に10分の5を乗じて得た額とする。

2 保護者のうち、各年度の5月1日（同月2日以後に新たに法第16条第1項の同意をした者にあつては、当該同意をした日）において、次の各号のいずれかに該当する者については、前項に規定する共済掛金を徴収しないものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると委員会が認めた者

(共済掛金の徴収の時期)

第3条 共済掛金は、各年度に委員会が別に指定する日までに徴収する。ただし、教育長が別に指定する日以後に新たに法第16条第1項の同意をした者にあつては、当該同意をした日以後に随時徴収するものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、共済掛金の徴収に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

5 協議事項

令和7年度当初教職員人事異動の方針について

令和7年度当初教職員人事異動の方針

宮代町教育委員会

1 基本方針

「第4期埼玉県教育振興基本計画」及び「宮代町教育振興基本計画」並びに「宮代町教育行政重点施策」を踏まえ、学校教育に対する町民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 県及び本町教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 県及び本町教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 県及び本町教育水準の向上を図るため、特に埼玉県教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。

教 県 第 5 3 6 号
令 和 6 年 8 月 2 3 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

令和7年度当初教職員人事異動方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、関係各機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

担当 県立学校人事課教員人事担当
電話 0 4 8 （ 8 3 0 ） 6 7 3 8

令和7年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和7年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和6年8月23日

埼玉県教育委員会

令和7年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第4期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市立学校を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。
- (5) 新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動に当たっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 登用

校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。

教小第269号
令和6年8月23日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

令和7年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項
について（通知）

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「令和7年度当初教職員人事異動方針」に基づき各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

令和7年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和7年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和7年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 基本方針関係

(1) 新採用教職員

新採用教職員の配置については、採用候補者名簿に登録された者の中から、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して、全県的視野に立つて行う。

(2) 再任用職員

再任用職員については、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する。

なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

(3) 役職定年後の教職員

役職定年後の教職員は、当分の間、役職定年時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

2 転任・転補関係

(1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

(2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

(3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア 同一校在職3年未満の者

イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ 休職中の者

(4) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登録者の異動を積極的に行う。

(5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

(6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。

(7) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。

(8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。

(9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

(10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積み、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。
特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。
特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。
また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (19) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (20) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

3 登用関係

- (1) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- (2) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流関係

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校との人事交流については、埼玉県教育委員会と関係機関が協議の上行う。

5 その他

- (1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について
 - ア 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
 - イ 教育事務所長は、上記アの計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の協力のもと、広域的な異動を推進する。
- (2) 退職
 - ア 定年退職については、職員の定年等に関する条例に定めるところによるものとする。
 - イ 勸奨退職については、学校職員勸奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。
なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和6年12月8日とする。

(3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。